

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を下記のとおり定めた。

令和4年2月10日

鹿児島県知事 塩田康一



記

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起 業の認可を すべき船舶 等の数	漁業を営む者 の資格
もじゃこ漁業	鹿児島県沖 合一門	3月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	114隻	鹿児島県に漁業の根拠地を有する者のうち、別途知事が定める採捕計画尾数に基づき需給契約を締結した漁業協同組合と納入契約を交わしている者

申請すべき期間 令和4年2月10日（木）から同月16日（水）まで